

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

個人住民税の特別徴収税額を長野県・新潟県以外のゆうちょ銀行・郵便局で納入される場合は、最初の払い込みの際に、納入書と一緒に右の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ提出してください。

【記入項目】

- ・ゆうちょ銀行店名・郵便局名
- ・提出年月日

なお、翌年度以降も引き続き同じゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、改めて提出する必要はありません。

切
取
線

指 定 通 知 書

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 店長 様
郵便局長

長野県下伊那郡豊丘村長
(公印省略)

地方税法第321条の5第4項の規定により、貴局を豊丘村の給与所得等に係る村民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱郵便局に指定しましたので通知します。

1	許可又は承認番号	長 第 2 7 5 1 3 号
2	口座番号	0 0 5 6 0 — 1 — 9 6 0 0 7 0
3	加入者名称	豊 丘 村 会 計 管 理 者
4	取りまとめ店名	〒380-8794

ゆうちょ銀行長野貯金事務センター

問合せ先

長野県下伊那郡 豊丘村役場 税務会計課税務係 0265-35-9051